

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【14】」

2. 日時：令和3年5月25日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官※、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官※、藤川安全審査官

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（申請範囲及び審査対象）

○型式証明の申請範囲について、今回の型式証明の申請では申請範囲としていないが、後段規制で申請する特定兼用キャスク本体及び周辺施設に係る設計事項（蓋部の金属部への衝突に対して安全機能が損なわれない方法として装着する緩衝体の設計の考え方等）を踏まえて、特定兼用キャスクに係る全体の設計方針を整理した上で、説明すること。

（設置方法に関する安全設計）

○特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法として貯蔵時の緩衝体を装着することについて、特定兼用キャスク本体の安全機能が損なわれないために必要な緩衝体の設計の考え方及びその判断基準、また後段規制のうちの型式指定に係る申請の範囲とする詳細評価を整理した上で、説明

すること。

○津波及び竜巻による損傷の防止について、特定兼用キャスクの閉じ込め機能を構成する部位に対する健全性の確認だけではなく、特定兼用キャスクの基本的安全機能である臨界・遮蔽・除熱の機能についても、各機能が損なわれることがないことを説明すること。

(3) 日立GEから、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
(審査会合コメント回答)

資料1-2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

資料2-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
(設置許可基準規則への適合性(第五条、第六条))

資料2-2 5条 津波による損傷の防止
(HDP-69BCH(B)型の津波による損傷の防止について)

資料2-3 6条 外部からの衝撃による損傷の防止
(HDP-69BCH(B)型の竜巻による損傷の防止について)

資料3-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
(設置許可基準規則への適合性(第四条))

資料3-2 4条 地震による損傷の防止
(HDP-69BCH(B)型の地震による損傷の防止について)

資料3-3 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
(設置方法②、設置方法⑤の申請範囲)

資料3-4 設置方法②、設置方法⑤の設備に対する規則への適合性

資料3-5 HDP-69BCH(B)型が特定兼用キャスクであることの説明資料

以上